

日本学生ゴルフ連盟
加盟員の皆様

R & Aより、2022年1月1日に新しいアマチュア資格規則が発表されました。
この新しい規則は近代のゴルフを反映させ、より運用しやすいものとなっています。
一方で皆さんは、クラブ活動の一環でゴルフをプレーする学生ゴルファーです。
過度な商業主義に偏る事で、本来学生ゴルファーがやらねばいけない学業や、ゴルフを通じた多くの
学びを妨げてはなりません。

従来ゴルフには厳しい「アマチュア資格規則」がありました。この規則を違反するとアマチュアとは
言えず、当然のように本連盟主催競技に出場する事は出来ません。

アマチュア資格規則の目的は、アマチュアゴルフをプロフェッショナルゴルフと区別し、アマチュア
ゴルファーを金銭的利益の為でなく、ゴルフゲームの挑戦に集中させる事にあります。

従って、この規則の多くはアマチュアゴルファーがその技量により私的便宜や、金銭的な利益を受ける
事を禁止していました。例えば、皆さんが個人戦に出場する際の費用を第三者が負担する事はできませ
ん。これは個人で負担せざるを得ない人と、第三者が負担してくれる人との「格差」を起こさない為の
ものです。

又、従来より厳しく禁止されている技術指導により報酬を受け取る事は、新規則でも認められておりませ
んので気を付けねばなりません。

ゴルフは審判が帯同する事が無く、その競技に参加する全員が「規則を遵守」する前提で成り立つ
スポーツです。全ての加盟員が同じ規則を遵守する事で、初めてフェアな競技が開催できる事を理解して
下さい。

皆さんは、個人的な名誉や、所属する学校の名誉の為にゴルフをプレーするアスリートゴルファーです。
本連盟では、新しいアマチュア資格規則の改訂に伴い、学生ゴルファーとしてあるべき姿を継承する
ために、スポーツ庁、日本ゴルフ協会と相談の上、以下のようなローカルルールの制定を検討して
います。

つきましては、皆さんから忌憚のない意見を頂き最終的な「学連規定」を作成したいと考えています。

提出期限：『2022年2月9日（水）日本学連事務局宛メール必着』と致します。

尚、今回お届けするドラフトはまだ「案」の段階であり最終決定されたものではありません。
皆さんの意見を参考にしながら、この「案」が最終的な手続きを経て、2022年4月1日より施行する
予定です。

世の中は未だ新型コロナウイルス感染症の問題から解放されておられません。

皆様も本連盟発行の感染対策ガイドラインを遵守され、くれぐれも気を付けてお過ごしください。

2022年2月1日
日本学生ゴルフ連盟
会長 黒須 一雄
委員長 市川 遥介

1. 新アマチュア規則の主な変更点（学生ゴルフ連盟に関わる部分のみ抜粋）

①賞に関して

従来は小売価格 75,000 円以内の「賞品」のみを受領できましたが、新規則では 100,000 円以内であれば「賞金」の受領も可能となりました。（賞金の受領はスクラッチ競技に限る）

②競技費用の授受に関して

従来は個人戦における競技費用を第三者に負担してもらう場合の上限が 30,000 円と決められていましたが、新規則では第三者からの費用の負担に関する一切の規制が撤廃されました。

③スポンサーやエージェントとの契約に関して

従来はスポンサーやエージェントとの契約や、競技費用の負担をしてもらう事は禁じられていましたが、新規則では上記の規制が撤廃されました。

④氏名、肖像の宣伝・広告への利用と報酬に関して

従来、アマチュアゴルファーは氏名、肖像を宣伝・広告に利用する事を禁じ、企業の商業ロゴを衣類などに付けることに対して一定の規制がありましたが、新規則では上記規制が撤廃されました。

2. 本連盟の考え方（案）

①賞に関して

従来通り本連盟の全ての試合に、「賞品」及び「賞金」の提供は行わない。

<質問>

⇒本件に関して意見はありますか？

②競技費用の授受に関して

新アマチュア規則通りとする。

但し、競技の成績の見返りに金銭の授受が行われる事は認めない。

<質問>

⇒例えば、対抗戦で好成績だった部員に報奨金を支払う事を認めるべきですか？

③スポンサーやエージェントとの契約に関して

新アマチュア規則通りとする。

但し、下記の項目は認めない。

1) 反社会的勢力やそれに関わる団体、またそれらが運営するレクリエーション施設や関連事業等の団体との契約。

2) 学生スポーツ（未成年者含む）に相応しくない業種、団体については認めない。

尚、スポンサー等との契約に関しては加盟校、加盟員がそれぞれの責任に於いて締結し、本連盟は一切の責任を負わないものとする。

<質問>

⇒加盟校毎、加盟員毎にどんな企業でも契約を認めてもいいですか？

④氏名、肖像の宣伝・広告の利用と報酬に関して

新アマチュア規則通りとする。

但し、企業の商業ロゴ（会社名、製品名等）の衣類などへの表示については以下のように定める。

- ・商業ロゴの表示場所は、ユニフォーム、帽子、キャディバッグのみとする。
- ・商業ロゴは、加盟校毎に大きさ・デザイン等を統一し、ユニフォーム、帽子、キャディバッグへの表示場所も同一にすること。

※ユニフォーム：加盟校の部員が着用する共通の着衣。

- ・商業ロゴの大きさは『外周が 22 cm以内』とし、それぞれの用品毎に 3ヶ所までとすること。但し、一般市販品に予めついている製造メーカーロゴ等で 3ヶ所を超えた場合は、それに追加して 1ヶ所までを認める。

*2021 年度に使用した、上記規定を超える商業ロゴが表示された製品は、2022 年度のみ使用を許可する。

<質問>

⇒全身に沢山の商業ロゴを付けた姿が学生ゴルファーらしいですか？

上記の 4 項目についてご意見をお願い致します。

皆様から頂いた情報は厳重に管理し、第三者に開示する事はありません。

以上